

募集等にかかる株券等のお客様への配分にかかる基本方針

松井証券株式会社

1. 当社は、募集もしくは売出し（目論見書または会社内容説明書を作成するものに限る。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）にかかる株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っています。

2. 株券等(※)の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としています。

3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等にかかる株券等のお客様への配分を行います。

(1) 新規公開株の場合

新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、当社配分数量のすべてについて抽選により配分先を決定します。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

① 抽選は、当社会員画面を通じてブックビルディング期間中に公募価格以上で需要申告を行い、かつ当社会員画面を通じて購入申込を行ったお客様のうち、抽選実施日において最低単位以上の余力があるお客様を対象に、抽選日（発行価格決定日の午後3時半以降）に実施します。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、1人当たりの申込株数に上限を設ける場合があります。この場合には、会員画面上でお客様にご案内します。

② 抽選にあたっては、抽選対象となるお客様に番号(乱数)を付した上でその番号を対象に抽選を行い、配分を行うお客様を決定します。

③ 当社は、配分先として決定したお客様に対して最低単位数量を割当てます。

④ ①から③に従って配分を行った結果、配分数量が当社割当数量を下回る場合は、お客様への配分数量の合計数量が当社割当数量に達するまで、次の(a)から(e)に定める順序でそれぞれに定める数量の配分を行うこととします。この場合、抽選の方法は②の方法で行います。

(a) 需要申告において公募価格未満で需要申告を行ったお客様 最低単位

(b) 需要申告において公募価格以上で需要申告を行ったお客様 申込数量(申込数量に公募価格を乗じた金額以上の余力がない場合には、余力の範囲内で申し込める最大の数量。

以下(c)および(e)において同じ。)のうち上記③により割当を受けた数量を差引いた数量

(c) 需要申告において公募価格未満で需要申告を行ったお客様 申込数量のうち上記 (a)

により割当を受けた数量を差引いた数量

(d) 需要申告を行わなかったお客様、および購入申込後に当該申込を取消した上で再度購入申込を行ったお客様 最低単位

(e) 需要申告を行わなかったお客様、および購入申込後に当該申込を取消した上で再度購入申込を行ったお客様 申込数量のうち上記(d)により割当を受けた数量を差引いた数量

⑤ お客様への当選のご連絡は、抽選実施後、お客様の会員画面上に速やかに表示することにより行います。当選されなかったお客様には、翌日以降、お客様の会員画面上でご連絡します。電話や電子メール等でのご連絡は原則として行いませんのであらかじめご了承ください。

(2) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分(以下、「その他の配分」という。)につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(1)と同様の方法により配分先を決定するものとします。

4. 当社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、原則として、募集等に行う株券のお客様への配分については全て抽選により配分先を決定するものとします。

5. 需要申告および購入申込は、当社会員画面上で行えます。

6. 需要申告期間、需要申告方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書および目論見書に記載されます。また、これらに需要申告および配分の申込の受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社WEBサイト(<http://www.matsui.co.jp/>)においてお知らせします。

7. 個別の事案において、5までに示した内容と異なる方針でブックビルディングまたは配分を行う場合は、その変更の理由とともに、6に併せてお知らせします。

8. 当社におきましては、お客様の損失を補填しまたは利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、③暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、④同一のお客様への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存です。なお、需要申告および配分の申込がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告ま

たは申込はお受けしません。

9. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて金融商品市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えています。

※株券等には、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う振替株式等を含んでいます。

以上

平成 22 年 4 月